

入院時食事療養費の標準負担額について

- 当院は、入院時食事療養費(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(朝食8:00、昼食12:00、夕食18:00以降)、適温で提供しています。
- 医師の発行する食事せんに基づき、糖尿食をはじめとした特別食を提供しています。
- 当院では予め定められた日に、患者さんに対して提示したメニューからお好みの食事を選択することが出来ます(普通食の患者さんのみ、自己負担はありません)。

入院時食事療養費の標準負担額(食費)

	対象者の分類	標準負担額
A	一般の65歳以上の被保険者 (B・Cに該当する方を除く)	1食につき 510 円 難病患者等(※1)は1食につき 300 円
B	市民税非課税世帯に属する65歳以上の被保険者 (Cに該当する方を除く)	1食につき 240 円 入院期間が90日超(※2) 190 円
C	市民税非課税世帯に属する65歳以上の被保険者のうち、所得が一定の基準に満たない方	1食につき 110 円

※1：指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等
精神病床入院患者

(2015年4月1日以前から2016年4月1日まで継続して精神病床に入院している患者)

※2：詳細な説明をご希望の方は、医療ソーシャルワーカー又は入院事務担当者までご相談ください。

◎B・Cに該当する方は、当院受付窓口に設置している顔認証付きカードリーダーでマイナンバーカードを利用した限度額情報の提供の同意が必要となります。

マイナンバーカードをお持ちでない方は各市町村へ交付申請をしてください。

医療法人清梁会 高梁中央病院
令和7年4月1日 改定

入院時生活療養費・生活療養標準負担額について

- 当院は、入院時食事療養費(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(朝食8:00、昼食12:00、夕食18:00以降)、適温で提供しています。
- 医師の発行する食事せんに基づき、糖尿食をはじめとした特別食を提供しています。
- 当院では予め定められた日に、患者さんに対して提示したメニューからお好みの食事を選択することが出来ます(普通食の患者さんのみ、自己負担はありません)。

療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担

医療療養病床に入院する65歳以上の方は、平成18年10月1日より介護保険との負担の均衡を図るため、入院時生活療養費として、平均的な家計における食材料費と調理費相当の食費と光水熱費相当の居住費を負担することとなりました。(入院時生活療養費)

入院時生活療養費の標準負担額

	対象者の分類	生活療養費標準負担額 (医療区分Ⅰ)	生活療養費標準負担額 (医療区分Ⅱ・Ⅲ)
A	一般の65歳以上の被保険者 (B・Cに該当する方を除く)	(居住費) 1日につき 370 円 (食 費) 1食につき 510 円	(居住費) 1日につき 370 円 (食 費) 1食につき 510 円 難病患者は1食につき 300 円
B	市民税非課税世帯に属する65歳以上の被保険者 (Cに該当する方を除く)	(居住費) 1日につき 370 円 (食 費) 1食につき 240 円	(居住費) 1日につき 370 円 (食 費) 1食につき 240 円 入院期間が90日超(※1) 190 円
C	市民税非課税世帯に属する65歳以上の被保険者のうち、所得が一定の基準に満たない方	(居住費) 1日につき 370 円 (食 費) 1食につき 140 円	(居住費) 1日につき 370 円 (食 費) 1食につき 110 円

※1：詳細な説明をご希望の方は、医療ソーシャルワーカー又は入院事務担当者までご相談ください。

◎難病患者様(特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方)については、居住費(光水熱費相当額)の負担はありません。

◎B・Cに該当する方は、当院受付窓口に設置している顔認証付きカードリーダーでマイナンバーカードを利用した限度額情報の提供の同意が必要となります。

マイナンバーカードをお持ちでない方は各市町村へ交付申請をしてください。